

議案第 17 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部改正について
次のとおり三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号) 第96条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 8 年 3 月 1 1 日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成 8 年 3 月 2 2 日 原案可決

三朝町議会議長 西村武津美

三朝町条例第 号

三朝町簡易水道等使用条例の一部を改正する条例
三朝町簡易水道等使用条例（昭和 3 2 年三朝町条例第 1 0 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 1 中

吉田	〃	吉田	〃
湯谷	〃	湯谷	〃
湯谷	〃	湯谷	〃
赤松	〃	赤松	〃
赤松	〃	赤松	〃
福山	〃	福山	〃

を

に、

を

に改める。

別表第 2 中

13ミリメートル	10立方メートル	420円	25円	
20	20	1, 220	30	
25	25	2, 550	30	
30	30	3, 100	30	
40	40	4, 200	30	
50	50	7, 700	30	
75	75	10, 500	30	
100	150	18, 800	30	

を

13ミリメートル	10立方メートル	500円	75円	
20	20	1, 250	75	
25	25	2, 400	75	
30	30	3, 250	75	
40	40	4, 550	75	
50	50	7, 500	75	
75	75	13, 750	75	
100	100	20, 650	75	

に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定中福山に関する部分は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の三朝町簡易水道等使用条例別表第 2 の規定は、平成 8 年 5 月分の使用料金から適用し、同月分前の使用料金については、なお従前の例による。

〃	〃
---	---

〃	〃
〃	〃